

第1回市島地域市立小学校統合準備委員会次第

日時：R3.6.24（木）19:30～

場所：ライフピアいちじま研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱について

4 委員委嘱書の交付

5 出席委員及び事務局職員の紹介

6 正副委員長の選出

・委員長 _____
・副委員長 _____

7 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会傍聴規則について

8 これまでの経緯及び市島地域の現状について

9 今後の予定について

10 その他、質疑応答

11 次回委員会の日程について

・日 時 月 日 () 19時30分～
・場 所

12 閉 会

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、鴨庄小学校、三輪小学校（以下「市島地域5小学校」という。）の統合に必要な事項の協議に関すること。
- (2) 市島地域5小学校の統合に必要な準備に関すること。
- (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に関し識見を有する者
- (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者
- (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者
- (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者
- (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者
- (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(識見を有する者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年度丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会委員名簿

任期 自 令和3年6月24日
至 所掌事項の協議終了日

番号	条 項	選出区分	氏 名	所 属 等
1	3条1号	識見を有する者	川上 泰彦	兵庫教育大学大学院
2	3条2号	自治会代表	青木 修	竹田地区自治振興会
3	3条2号	自治会代表	余田 義信	前山地区自治振興会
4	3条2号	自治会代表	坂谷 高義	吉見地区自治振興会
5	3条2号	自治会代表	木寺 章	鴨庄地区自治振興会
6	3条2号	自治会代表	淵上 利美	美和地区自治振興会
7	3条3号	保護者代表	吉見 祐也	竹田小学校PTA
8	3条3号	保護者代表	山邊 敦	竹田小学校PTA
9	3条3号	保護者代表	井上 直人	前山小学校PTA
10	3条3号	保護者代表	荻野 有希	前山小学校PTA
11	3条3号	保護者代表	由良 英樹	吉見小学校PTA
12	3条3号	保護者代表	加藤 宏生	吉見小学校PTA
13	3条3号	保護者代表	長井 勇人	鴨庄小学校PTA
14	3条3号	保護者代表	高見 忠寿	鴨庄小学校PTA
15	3条3号	保護者代表	足立 幸司	三輪小学校PTA
16	3条3号	保護者代表	淵上 智帆	三輪小学校PTA
17	3条4号	保護者代表	宇佐美 大介	認定こども園 いちじまこども園
18	3条4号	保護者代表	坂谷 幸久	認定こども園 いちじまこども園
19	3条4号	保護者代表	吉井 公乃	認定こども園 いちじまこども園
20	3条4号	保護者代表	足立 三友紀	認定こども園 あいいくの丘
21	3条4号	保護者代表	四方 まどか	認定こども園 あいいくの丘
22	3条5号	教職員代表	蘆田 勤	竹田小学校
23	3条5号	教職員代表	吉見 典彦	前山小学校
24	3条5号	教職員代表	足立 圭造	吉見小学校
25	3条5号	教職員代表	内田 順子	鴨庄小学校
26	3条5号	教職員代表	中澤 正樹	三輪小学校
27	3条5号	教職員代表	山口 滋唯	市島中学校
28	3条6号	認定こども園関係者	田野 悟	認定こども園 いちじまこども園 職員
29	3条6号	認定こども園関係者	余田 淳子	認定こども園 あいいくの丘 職員

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会傍聴規則

令和3年6月24日

(傍聴の許可)

第1条 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、受付簿に住所及び氏名を自書し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴の禁止)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他危険のおそれのあるものを携帯した者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の数の制限)

第3条 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語及び飲食をしないこと。
- (2) 会議の言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 撮影、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 前各号のほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(退場命令)

第5条 委員長は、傍聴人がこの規則に違反し、会議秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和3年6月24日から施行する。

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会開催の経緯について

1 「市島地域のこれからの教育を考える会」からの『具体的方策に対する見解』及び『提言』の提出

平成24年に、市島地域の自治振興会長、保育園長、認定こども園長、小・中学校長、保育園保護者、認定こども園保護者、小中学校PTAから選出された委員を構成員とする、「市島地域のこれからの教育を考える会」が発足し、平成30年2月まで計19回の協議を行い、以下の「具体的方策に対する見解」及び「提言」が提出された。

(1) 具体的方策に対する見解

【具体的方策に対する見解】

①小規模ネットワークについて

- ・ある時期に一つの学校に集まって、大規模な児童数での授業と小規模な児童数での授業を、複数の教師が分担をして指導することは効果がある。
- ・地域の子どもたちが同じカリキュラムで連携を取りながら学習をしていくことについても、仲間づくりや価値観の多様化に対応できる教育にも有効である。

⇒しかし、小規模校ネットワークを導入した場合、5校の児童の移動手段や授業の内容と回数、各小学校の授業の進度を合わせるための児童や教職員への負担が大きいうえに、学校の小規模化は解消されないため、小規模校ネットワークの導入は、市島地域においては効果的な方策ではない。

②小中一貫教育について

- ・中1ギャップを解消し、9年間を見通した連続性のある教育が可能となり、生活と学習の両面から系統的、継続的な指導が期待できる。
- ・小中学校の教員が交流することによって、授業の質の向上とともに、児童生徒理解においても、大きな効果を生むと考えられる。
- ・統合の有無に関わらず小中の連携はさらに進めるべきであり、統合の際には、同一敷地内での施設一体型小中一環教育を目指すことが望まれる。

③学校統合について

- ・義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上を図り、市島地域の子どもたちが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を将来にわたって保障する観点から、答申に示されている5小学校の統合が望ましい。

④学校運営協議会について

- ・学校が抱える様々な課題は、基本的には学校で解決することが望ましいが、保護者や地域が連携することにより、容易にまた効果的に解決できるものも多いため、学校と地域がともに目標を共有し、一体となって学校運営に関わる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度は有効な手段である。
- ・学校運営協議会を有効で効果的な活動にするためには、地域の教育力の高まりや継続的に支援できる体制づくりが必要で、更に学校自身も情報を開示し、地域の力を引き出すためのマネジメント力が必要であり、この制度を活用していくためには、更に十分な研究が必要である。

(2) 提言

【提言】

①市島地域における学校の適正配置に関すること

- ・今後も少子化が進行し、市島地域においても、児童数の減少が予測され、集団活動を通じて互いに学び合い高め合うことができる環境、様々な考え方やものの見方に触れることのできる環境を維持することは難しくなってくる。
 - ・小学校は、地域の精神的支柱ともいべき側面を持っているが、子どもたちの学習の場としての機能を高めていくという教育を第一に考える必要がある。
- ⇒「生きる力」や「豊かなこころ」をはぐくむ教育環境の整備のためには、できるだけ早い時期に、5小学校を統合することが望ましい。

②市島地域における新しい学校運営に関すること

- ・同一敷地内に小中一貫教育校を設置し、小学校から中学校の9年間の学びと育ちの連続性を保障した、特色ある教育課程、特色ある学校行事、PTAの活性化等、より活力にあふれた学校運営が展開できる環境を創ることで、市島地域としても、地域の文化、人のつながり、豊かな自然を活かしたまちの魅力の一つとして、地域外からの好影響が期待できる。
- ・統合校では、現在も取り組まれている地域の教育資源（地域ゆかりの先人、地域人材、自然、文化等）を活用した「たんばふるさと学」を継承し、一つの小学校区に留まらずに地域全体の良い部分を学んで、地域とともに歩むことを学校の特色とした学校運営を行うことが大切である。

③市島地域における教育力の向上に関すること

- ・これまでの校区単位の地域活動を大切にしつつ、地域住民一人ひとりが関心と自覚を高め、市島地域全体で新しい学校を核とした特色ある地域活動を展開していくことが重要である。

2 「丹波市市島地域市立小学校統合検討委員会」の開催

提言を受け「市島地域のこれからの教育を考えるフォーラム」や、こども園、小学校の保護者を対象とした意見交換会を開催した中で賛否両論があり、再度協議する場を設け、意見を聞く必要があるとの意見が多いことから、丹波市市島地域市立小学校統合検討委員会が設置された。

検討委員会では、自由討議やワークショップなどを通じて市島地域5小学校の統合の是非について議論が行われ、第4回検討委員会では統合の是非に関する投票を実施し、賛成多数で統合を前提に協議を進めていくことについて決定した。

【検討委員会の経過】

○第1回統合検討委員会

- ・検討委員会開催までの経過の説明
- ・「市島地域のこれからの教育を考える会」からの『具体的方策に対する見解』及び『提言』の説明
- ・自由討議・意見交換

○第2回統合検討委員会

- ・グループワーク実施

[議題]

- ・「自分の学校の魅力」
- ・「自分の学校の課題」
- ・「今後の学校に期待すること」
- ・「どのような子どもを育てたいのか」

○第3回統合検討委員会

- ・考えられる統合の形について説明（別紙参照）
- ・統合の是非に係る決定方法について協議

○第4回統合検討委員会

- ・統合の是非について投票を実施
⇒賛成多数で統合を前提に今後協議を進めることを決定

○第5回統合検討委員会

- ・統合準備委員会設置及び今後の進め方について協議

1. 市島地域で学校に期待すること・育みたい子ども像

【今後の学校に期待すること】

- ・学ぶ楽しさを教えてほしい
- ・たくさんのことに挑戦できる環境
- ・人と人とのつながりを大切にしてほしい
- ・多くの人と触れる機会の充実
- ・魅力を生かす少人数
- ・少人数でも自立した学校
- ・切磋琢磨
- ・金管バンドを継続してほしい
- ・一人一人にあった支援
- ・地域とのかかわり
- ・保護者が相談しやすい空気づくり（先生への信頼）

【どのような子どもを育てたいのか】

- ・思いやりのある子・優しい子、素直な子
- ・想像力、創造力、自ら考える
- ・挑戦する子・積極的・主体的な子
- ・明るく元気な子
- ・ふるさとを愛する子
- ・地域を担う子
- ・みらいを生き生きと、切り拓いていける子
- ・問題解決のできる子
- ・失敗をこわがらず、チャレンジする子、のりこえていける子
- ・自己肯定感の強い子・自分も人も大切にできる子
- ・人の痛みが分かる子・信念を持つ子

2. 学校に期待することや育みたい子ども像を実現するために考えられる統合の種類

区分	統合の種類	遠隔教育 (小学校間)	小規模校 ネットワーク	段階的統合	小中一貫校
統合しない	5校⇒5校	○	○	-	○
	5校⇒4校	○	○	○	○
	5校⇒3校	○	○	○	○
	5校⇒2校	○	○	○	○
	5校⇒1校	-	-	-	○
統合する					

小学校区別生徒数の推移

【年齢別人口統計表 R3.3.31時点 市民課】

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	就学前計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学校計	中1	中2	中3	中学校計
崇広小学校	60	51	75	66	72	67	391	76	65	66	68	80	64	419	78	70	82	230
新井小学校	25	20	18	20	19	13	115	15	19	12	15	20	18	99	14	20	30	64
柏原地域	85	71	93	86	91	80	506	91	84	78	83	100	82	518	92	90	112	294
中央小学校	32	39	32	25	35	50	213	41	40	40	44	42	39	246	34	35	29	98
東小学校	27	43	52	47	50	47	266	59	46	43	49	52	47	296	54	43	49	146
西小学校	15	9	11	10	17	14	76	21	17	24	17	34	19	132	17	29	13	59
南小学校	13	14	24	20	22	20	113	17	17	22	18	18	21	113	20	30	21	71
北小学校	16	16	16	19	14	22	103	21	22	21	34	29	25	152	32	40	35	107
氷上地域	103	121	135	121	138	153	771	159	142	150	162	175	151	939	157	177	147	481
青垣小学校	21	23	23	32	43	31	173	43	43	39	58	50	44	277	45	53	41	139
青垣地域	21	23	23	32	43	31	173	43	43	39	58	50	44	277	45	53	41	139
黒井小学校	25	18	32	26	24	27	152	37	26	38	32	28	28	189	22	25	27	74
春日部小学校	13	15	18	17	14	19	96	19	17	17	25	17	17	112	23	10	25	58
大路小学校	7	12	10	11	20	12	72	9	17	14	15	20	14	89	15	13	18	46
進修小学校	12	14	9	19	12	12	78	15	16	17	20	20	20	108	23	21	20	64
船城小学校	11	4	5	5	9	8	42	10	16	7	8	15	17	73	11	11	13	35
春日地域	68	63	74	78	79	78	440	90	92	93	100	100	96	571	94	80	103	277
上久下小学校	2	7	4	7	12	5	37	11	6	8	8	11	15	59	13	11	10	34
久下小学校	19	21	17	21	19	17	114	15	23	14	16	23	22	113	22	19	16	57
小川小学校	10	9	10	16	15	25	85	14	21	14	13	14	19	95	17	12	18	47
和田小学校	17	25	23	32	31	24	152	32	36	37	40	27	37	209	33	33	35	101
山南地域	48	62	54	76	77	71	388	72	86	73	77	75	93	476	85	75	79	239
竹田小学校	9	12	13	15	12	13	74	12	12	12	15	19	11	81	20	20	22	62
前山小学校	6	6	7	9	4	12	44	8	12	12	14	16	17	79	12	19	15	46
吉見小学校	14	18	13	15	16	11	87	15	20	19	18	18	13	103	14	10	15	39
鴨庄小学校	4	1	9	10	10	6	40	8	10	9	8	3	6	44	8	8	15	31
三輪小学校	12	8	12	10	20	11	73	10	25	12	11	15	8	81	14	15	14	43
市島地域	45	45	54	59	62	53	318	53	79	64	66	71	55	388	68	72	81	221
全地区	370	385	433	452	490	466	2,596	508	526	497	546	571	521	3,169	541	547	563	1,651

10人未満の年齢

10人未満かつ複式学級又は複式学級の可能性がある年齢



複式学級について

となりあう2つの学年の児童の合計人数	1年生を含むとき	8人以下
	2年生～6年生	14人以下

例) 1、2年生の場合

 +  = 8人

1年生4人 2年生4人

8人以下のため複式学級になる

 +  = 9人

1年生5人 2年生4人

9人以上のため複式学級にならない

1年生を含む場合は、8人以下の時、複式学級を編成します。

例) 3、4年生の場合

 +  = 14人

3年生7人 4年生7人

14人以下のため複式学級になる

 +  = 15人

3年生8人 4年生7人

15人以上のため複式学級にならない

第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針（要旨）

1 丹波市立学校適正規模・適正配置方針とは

人口減少・少子高齢化が進む中、子どもたちのよりよい教育環境を整備するために、市内小中学校の標準学級数や配置のあり方について定めた方針。令和2年度に丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会を開催し、その内容について検討され、提出された答申を基に令和3年度から令和12年度までの10年間の方針として定めている。

2 適正規模

- ① 小学校は1学年1学級以上が維持できる規模とする。
- ② 中学校は1学年2学級以上が維持できる規模とする。

※国の基準

小学校の標準学級数：12学級～18学級

中学校の標準学級数：12学級～18学級

3 適正配置

(1) 通学距離・通学時間

- ① 通学距離基準を設けない。
- ② 通学時間通学方法にかかわらず小中学校とも1時間以内とする。

※国の基準

通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6km以内であること。

(2) 学校の構成

- ① 地域内（旧町域）に小中学校を各1校以上配置する。

(3) 学校統合

- ① 小学校は複式学級規模となる場合又は複式学級規模となることが見込まれる場合に地域合意のもと、その学校のある地域（旧町域）で統合協議を行う。ただし、完全複式（3学級）規模となる場合は、地域合意の如何を問わず速やかに統合協議に入る。
- ② 中学校は統合協議を行わない。

市島地域市立小学校統合準備委員会 今後のスケジュール (案)

